



こんな時は
ひとりで悩まないで相談を!

- ・家庭内の問題だから人に話しにくい
- ・相談したことが相手に知られるのが怖い
- ・いつかはやさしくなるかもしれない
- ・私が悪かったから仕方がない
- ・誰もわかってくれる人がいない
- ・相手が暴力をふるうのは私を愛しているから
- ・子供のために「自分さえ我慢すればよい」

DVかなと思ったら…
早めに相談しましょう



もしあなたが身近な人に
相談されたら?

- ・「相談してくれてありがとう」という姿勢で時間をかけて話を聞く
- ・相手の不安を受けとめ、「あなたは悪くないよ」と言葉をかける
- ・「あなたにも問題がある」と、被害者を責めるような対応はしない
- ・興味本位に聞き出したり、第三者に話したりしない
- ・被害者の居場所を加害者に知らせない
- ・専門の相談窓口があることを伝える

浜松市DV相談支援センター
～ご案内～

相談にあたってはプライバシーに配慮し、
秘密は厳守します。安心してご相談ください。

DV相談支援センターではこんな支援をします

- ・DV相談専用ダイヤル等での相談
- ・関連の相談機関の紹介
- ・被害者への精神的サポート
- ・被害者の自立に向けた制度利用のための
情報提供や支援
- ・保護命令制度の利用についての情報提供や支援

浜松市DV相談
専用ダイヤル ☎053-412-0360

【毎日】10時～16時
(12月29日～1月3日を除く)



詳しくは ▶ 浜松市 DV相談 🔍

内閣府・DV相談+(プラス)

☎0120-279-889 (24時間受付)

●メール・チャット相談あり 【毎日】チャット:12時～22時

詳しくは ▶ DV相談プラス 🔍



市内各区役所 社会福祉課 (市外局番053)

中区役所 / 457-2300 北区役所 / 523-2893
東区役所 / 424-0121 浜北区役所 / 585-1677
西区役所 / 597-1157 天竜区役所 / 922-0173
南区役所 / 425-1564

●【月～金曜日】8時30分～17時15分(祝・休日、12/29～1/3を除く)

緊急時は迷わず110番(警察)へ

DVに悩んでいる
あなたへ…



浜松市

DVって何？

DVとは、ドメスティック・バイオレンスの略です。

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある人からの暴力のことです。

また、交際相手からの暴力のことをデートDVといいます。

DV・デートDVは、人の心と体を傷つける重大な人権侵害行為です。また、子供にDVを目撃させることは、子供に対して著しい心理的外傷を与えることになり、児童虐待（面前DV）にあたります。いかなる場合でも許されるものではありません。



暴力の形態

身体的なもの

- ・殴る、蹴る、叩く、首を絞める
- ・髪の毛を引っ張る
- ・物を投げつける
- ・刃物などの凶器をからだに突きつける

精神的なもの

- ・怒鳴る、ののしる、侮辱する、脅す
- ・無視をする
- ・携帯電話などの履歴やメールをチェックする
- ・友人関係や親戚関係の付き合いを制限する

性的なもの

- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・アダルトビデオなどを無理やり見せる

経済的なもの

- ・生活費を渡さない
- ・借金を強要する
- ・働きに行くことを過度に制限する

子供を巻き込んだもの

- ・子供の目の前で暴力をふるう
- ・子供を盾にして脅す
- ・子供に配偶者やパートナーを非難・中傷させる

これらはすべてDVの一例です

DVはなぜ起きる？

次のようなことから起きると考えられます。

- ・力を持っている人が持っていない人を支配しても良いという考え方
- ・自分の思い通りにするためには、暴力を使っても良いという考え方
- ・男のくせに、女のくせになど、性別による偏った考え方



DVの影響

被害者への影響

- ・あざや骨折等のケガ及びその後遺症
- ・無力感や自尊心、判断力の低下
- ・不眠、イライラ、倦怠感
- ・将来への不安、絶望感

子供への影響

- ・学校や園生活への不適応
- ・友人関係での不具合
- ・暴力で物事を解決しようとする
- ・暴力の連鎖（将来、DVの加害者や被害者になる）